

東日本大震災に係る被災代替家屋特例申告書

年 月 日

山元町長 殿

申告者
住所又は所在地 〒

氏名又は名称 印
連絡先 ()

東日本大震災により被災した家屋の代替取得に対し、地方税法附則第56条第11項に規定する特例の適用を受けたいので、次のとおり申告します。

代替家屋の状況	納税義務者	住所又は所在地												
		氏名又は名称												
		個人番号又は法人番号												
	所在地	山元町												
	家屋番号					床面積		㎡						
	種類					構造								
	取得・改築年月日	年 月 日				共有持分		／						
取得・改築の状況	☐ 新築家屋の取得 ☐ 既存家屋の取得 ☐ 被災家屋の改築 ☐ その他 ()													

被災家屋の状況	所有者	住所又は所在地												
		氏名又は名称												
	所在地													
	家屋番号					床面積		㎡						
	種類					構造								
	共有持分	／												
処分方法	☐ 流出 ☐ 解体済 ☐ 売却済 年 月 日処分 ☐ その他 ()													

※「代替家屋」とは、被災家屋の代替として取得した家屋、又は改築した当該家屋をいう。
※「被災家屋」とは、東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋をいう。

◎特例適用要件

1 特例対象者

- (1) 被災家屋の所有者（共有物の場合は、その持分を有する者）

※平成23年1月2日以降に取得し、東日本大震災で被災した家屋は、震災発生時、被災地に所有したことを証する書類（契約書、引渡書等）が必要となります。

- (2) 被災家屋の所有者に相続が生じたときの相続人

- (3) 特例適用家屋に同居する3親等内の親族

- (4) 被災家屋の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人又は合併により設立された法人等

2 代替家屋（特例対象）要件

- (1) 被災家屋の代替として取得した家屋で、種類（用途）又は使用目的が同一であるもの。

- (2) 被災家屋を改築した場合、改築後の価格が被災家屋の価格以上となるもの。

3 被災家屋要件

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋で、解体又は売却等の処分をしているもの。

※「損壊」とは、平成23年度において一定以上の損害があることにより減免が適用される程度の被害を受けたものをいう。（り災証明書の判定が「一部損壊」の場合は対象外）

4 取得期限

平成23年3月11日から令和3年3月31日までの間に取得又は、改築された家屋

◎特例の内容

被災家屋の代替で取得した家屋、又は改築した家屋に係る税額のうち、被災家屋の床面積相当分について、取得の翌年から4年度分を2分の1、その後2年度分を3分の1を減額する。

◎添付書類

1 特例対象者が(1)の場合

① り災証明書(写)等

東日本大震災により被災した住宅用地に存在していた住宅のり災証明書で半壊以上のもの。※り災証明が発行されていない場合は、半壊以上の判定に該当すると認められる客観的な資料（減免決定通知書でも可）

② 固定資産課税台帳(写)又は固定資産台帳登録事項証明書(写)

被災家屋が所在したことが分かるもの。

③ 解体契約書、売買契約書の写し等

被災家屋の処分を確認できるもの。

2 特例対象者が(2)の場合

上記①～③ + ④戸籍謄本

3 特例対象者が(3)の場合

上記①～③ + ④戸籍謄本 + ⑤住民票

4 特例対象者が(4)の場合

上記①～③ + ⑥法人登記簿の登記事項証明

※被災地・取得地共に山元町内の場合は①・②・④・⑤は不用となります。また必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

下記の欄は記入しないでください。

添付書類	①	②	③	④	⑤	⑥	受付者	メモ欄
確認欄								